

2020年（令和2年）4月23日

建設業者等の皆様へ

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の  
拡大を踏まえた対応について**

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について、2020年（令和2年）4月14日付でお知らせしているところですが、2020年（令和2年）4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、別紙のとおり、国土交通省から通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事従事者や業務従事者の確保などの面で工事又は業務の継続が難しい状況がございましたら、工事及び業務の担当課に御相談ください。

事務連絡  
令和2年4月16日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の  
対象地域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号)に取扱いを定めたところであるが、拡大された地域の工事及び業務の対応については、同通知のⅠ. 1.、Ⅰ. 3. 及びⅡ. に基づき、遺漏なきよう措置されたい。